

飛驒特別支援学校高山日赤分校いじめ防止基本方針

平成 31 年 4 月 1 日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

当校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

※その他すべての心理的または物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

(3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通し、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識と態度を児童生徒一人一人の中に育む。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・集団活動を通して、良好な人間関係を築かせ、お互いに高め合える仲間作りを目指す。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止の対策のための組織<必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員]

- ・委員長：校長 安藤 邦寿
- ・副委員長：副校長 竹田 万里子
- ・学 校：校長（安藤）、副校長（竹田）、部主事（長瀬）、生徒指導主事（西垣）
教務研修部長（松橋）、支援センター長（岡野）
養護教諭（寺田）、生活進路支援部（柳）
- ・第三者：臨床心理士（大森）、保護者代表（PTA会長 南元）、地域代表（杉本）
※校長が会を司る。会務は副校長が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず組織的に対応する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識とお互いの人格を尊重し合える態度を育成し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（全校行事や全校集会、地域貢献等）
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生活進路支援部】

- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「学校生活（いじめ・体罰等）に関するアンケート」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。（7月、12月、2月）
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・進路目標の早期指導により、中学部・高等部卒業後の見通しや目的意識を育成する。
- ・社会体験学習等により社会における規律を習得できるようにする。

【教務研修部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では、わかる授業を確立する。

【学習支援部】

- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成し、良好な人間関係を構築し、お互いが高めあえる仲間作りを推進する。
- ・学校行事および全校集会における全校の協力・協調による居場所や絆づくりを推進することで、自己有用感や自己肯定感を育む。

【保健安全部】

- ・基本的な生活習慣の確立を図るとともに、心身ともに健康な生活を営む力を育てる。

【渉外部】

- ・PTA役員会、総会等でいじめ防止に向けた議題を取り上げる。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【支援センター】

- ・学校全体でいじめの問題に対応できるよう教育相談体制を整える。

(3) いじめ防止プログラム（年間計画）

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	始業式・入学式 第2回職員会議 P T A総会	・学校生活における規律指導 ・いじめ防止基本方針の確認 ・気になる児童生徒についての情報交換 ・いじめ防止基本方針の確認	・生徒への人権意識の徹底、いじめについての学校(教員)の姿勢を伝達 ・教職員対象に、学校いじめプログラムや早期発見・事案対処マニュアルの確認 ・保護者へ学校いじめ防止基本方針を周知
5	第1回いじめ防止等対策検討会議 懇談週間	・いじめ防止の基本方針、年間の取組について検討 ・家庭生活の状況確認 ・個別の教育支援計画・指導計画についての確認	・外部専門家やP T A会長などと基本方針や学校いじめプログラムを確認 ・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめの早期発見、事案対処
6	情報モラル教育	・情報モラルに関する指導	・いじめの未然防止
7	第1回校内いじめ調査 第1回県いじめ調査（4～7月） 家庭訪問	・いじめ、迷惑調査（児童生徒の実態に応じて実施） ・地域、家庭生活の状況確認	・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめの早期発見、事案対処
8	職員研修	・人権教育、情報モラル研修	・職員の人権意識の高揚
10	職員研修	・教育相談に関する研修	・職員の人権意識の高揚
12	第2回校内いじめ調査 第2回県いじめ調査（8～12月） 個別懇談 ひびきあいの日	・いじめ、迷惑調査（児童生徒の実態に応じて実施） ・家庭生活の状況確認 ・人権教育に関する指導	・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめの早期発見、事案対処 ・人権意識を高める（児童生徒対象）
2	第2回いじめ防止等対策検討会議 第3回校内いじめ調査 個別懇談	・いじめ防止の年間の取組の検証と課題の確認 ・いじめ、迷惑調査（児童生徒の実態に応じて実施） ・家庭生活の状況確認	・外部専門家やP T A会長などと年間の取組の検証と課題の確認 ・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめの早期発見、事案対処
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 問題行動調査 分掌会・職員会議	・第3回県いじめ調査（1～3月） ・今年度の反省と来年度に向けての方針の確認	・いじめの早期発見、事案対処 ・職員の人権意識の高揚
随 時	職員朝礼等 ホームページ	・気になる児童生徒について情報交換 ・いじめ防止基本方針の掲載	・いじめの早期発見、事案対処 ・いじめ防止プログラム（取組年間計画）を明記

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[対応する組織]

- ・いじめ防止等対策検討会議による対応

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応手順]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係児童生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該児童生徒に関わる複数の教員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、児童生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応手順]

- ・いじめ防止等対策検討会議を開催する。
 - ※いじめ対策検討会議に、さらに必要な第三者を加えることができる。
 - ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
 - ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・県教委（地域担当児童生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

[学校主体による調査における留意事項]

- ・県教委（地域担当児童生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速に調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

(3) いじめが解消している判断(定義)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料と、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同じく保存期間を5年とする。

策定日 平成26年4月1日

改訂日 平成31年4月26日